

## 市立豊中病院夜間病棟看護補助員の派遣業務受託候補者選定に係る 公募型プロポーザル基本方針

### 1 業務内容

- (1) 業務名 市立豊中病院夜間病棟看護補助員派遣業務
- (2) 業務目的 市立豊中病院において夜間帯に勤務する病棟看護補助員の派遣
- (3) 業務内容 市立豊中病院夜間病棟看護補助員の派遣及びそれに付帯する業務
- (4) 業務期間 令和4年(2022年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日
- (5) 人数 病棟看護補助員 13人
- (6) 予算(上限) 各年度50,000,000円(税込)

### 2 公募型プロポーザル方式採用理由

本件業務は夜間配置の病棟補助員の人員体制の充実を図ることを目的として、派遣病棟補助員を導入するものである。より幅広いネットワークを活かした求人を行うとともに、看護の質を低下させることなく、知識や経験の豊富な補助員の派遣を目的に行うための事業者の高い専門性と信頼性、実績、事業実施体制等を慎重に審査選考し、総合的に、最も適した事業者を判断する必要がある。

以上のことから、受託価格の優劣のみによる一般競争入札には適さないため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行うものである。

### 3 実施形式 公募型プロポーザル方式

### 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 市区町村税(本店所在地及び本市分(支店、営業所等が豊中市に存する場合に限る。))の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。（以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 次の①から⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。
- ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ④ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められるとき。
  - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

## 5 募集内容

- (1) 募集方法 市立豊中病院ホームページで公表することで募集を行う。
- (2) 申込方法 参加申込書及び企画提案書等を市立豊中病院事務局病院総務課に提出することで行う。

## 6 審査概要

### (1) 委員会

公募型プロポーザル方式により事業者選定を行うため、市立豊中病院職員で構成する「市立豊中病院夜間病棟看護補助員派遣業務受託候補者選定委員会」を設置する。

### (2) 委員会構成

事務局長、事務局次長、看護部長、看護部次長、医事課長の5名で構成する。

### (3) 審査方法

別途定める「市立豊中病院夜間病棟看護補助員派遣業務 提案書類審査採点表」により、提案者による提案内容について書類による審査及びプレゼンテーション審査を行う。

なお、応募者が5者以上の場合は、第一次審査(書類審査)を行い、第一次審査通過の4者に対し第二次審査(プレゼンテーション)を行う。

## 7 日程予定

- (1) 令和3年(2021年)12月 仕様調整
- (2) 令和4年(2022年)1月下旬 業者選定
- (3) 令和4年(2022年)1月下旬 契約締結及び業務開始に向けた準備、諸調整等
- (4) 令和4年(2022年)4月 業務開始

## 8 情報公開等

市立豊中病院は企画提案者から提出された企画提案書等について、豊中市情報公開条例(平成13年4月2日条例第28号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示とするものとする。

なお、本プロポーザルによる受託候補者選定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については選定後の開示とする。